

○匝瑳市ほか二町環境衛生組合長期継続契約を締結することができる契約に関する
条例の運用に関する要領

平成 20 年 3 月 31 日

要領第 1 号

(趣旨)

第1条 この要領は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合長期継続契約を締結することができる契約に関する
条例(平成 20 年条例第 1 号。以下「条例」という。)の運用の基準等に関し必要な事項を定める。

(条例第 2 条第 1 号関係)

第2条 条例第 2 条第 1 号に規定する契約に係る事務を行うに当たっては、次の事項に留意する。

(1) 執行伺

ア 契約期間には、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)に規定する長期継続契約(以下「長期継続契約」という。)であることを明記すること。

イ 執行予定額には、契約の始期の属する年度に係る執行予定額のほか、契約期間全体の金額も併記する。

ウ 契約方法は、契約期間全体の金額により判断すること。

エ 執行の決定における決裁等をするに当たっては、契約期間全体の金額により判断すること。

(2) 入札公告又は指名通知 入札公告又は指名通知には、契約期間及び長期継続契約であることを明記すること。ただし、歳入歳出予算の額に減額又は削除があった場合には、契約を変更し、又は解除することを併せて明記するものとする。

(3) 予定価格、入札(見積)金額及び契約金額 予定価格、入札(見積)金額及び契約金額は、原則として 1 月当たりの賃借料とすること。

(4) 契約書

ア 契約書作成の要否は、契約期間全体の金額により判断すること。

イ 契約期間と併せて長期継続契約であることを明記すること。

ウ 契約金額は、原則として契約期間全体の金額を記載すること。

エ 歳入歳出予算の額に減額又は削除があった場合には、契約を変更し、又は解除することを明記すること。

(条例第 2 条第 2 号関係)

第3条 条例第 2 条第 2 号に規定する役務の提供を受ける契約の対象となる契約は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

(1) 経常的かつ継続的なもので、毎年度繰り越し、切れ目なく履行されるもの

(2) 契約の相手方の準備期間等(資材又は機材の調達及び労働力確保、教育訓練期間等)を確保する必要があるもの

2 前項の契約に係る事務を行うに当たっては、次の事項に留意する。

(1) 執行伺

ア 契約期間には、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)に規定する長期継続契約(以下「長期継続契約」という。)であることを明記すること。

イ 執行予定額には、契約の始期の属する年度に係る執行予定額のほか、契約期間全体の金額も併記する。

ウ 契約方法は、契約期間全体の金額により判断すること。

エ 執行の決定における決裁等をするに当たっては、契約期間全体の金額により判断すること。

(2) 入札公告又は指名通知 入札公告又は指名通知には、契約期間及び長期継続契約であることを明記すること。ただし、歳入歳出予算の額に減額又は削除があった場合には、契約を変更し、又は解除することを併せて明記するものとする。

(3) 予定価格、入札(見積)金額及び契約金額 予定価格、入札(見積)金額及び契約金額は、原則として年額とすること。

(4) 契約書

- ア 契約書作成の要否は、契約期間全体の金額により判断すること。
- イ 契約期間と併せて長期継続契約であることを明記すること。
- ウ 契約金額は、原則として契約期間全体の金額を記載すること。
- エ 歳入歳出予算の額に減額又は削除があった場合には、契約を変更し、又は解除することを明記すること。

(入札保証金、契約保証金及び違約金の額)

第4条 入札保証金、契約保証金及び違約金を算定する場合の基準額は、年額相当の金額とする。

2 談合その他の不正行為があったときの損害賠償の額の算定は、既支払額を対象とする。

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。